

## 市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、臨時的な給付措置として事業者電気・ガス料金高騰対策支援金を給付する事業を実施することにより、電気料金及びガス料金の高騰の影響を受けた中小企業者等を支援し、事業継続への負担を軽減することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者電気・ガス料金高騰対策支援金 前条の目的を達するために、本市が贈与する給付金をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者、これと同程度の規模を有する特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）又は公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等をいう。）その他市長が適当と認めるものをいう。
- (3) 開業等 中小企業者等の設立又は開業及び中小企業者等である個人による新たな法人の設立をいう。
- (4) 事業承継等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第11項に規定する事業承継等をいう。

### (給付対象者)

第3条 事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等であること。
- (2) 電気料金及びガス料金の高騰の影響を受け、事業継続への負担が生じた者であること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 令和4年8月以前から事業を行っている者にあつては、同年9月分から令和5年3月分までの電気料金及びガス料金（自動車の燃料費に係るものを除く。以下同じ。）の合計額が21万円以上であること。

イ 令和4年9月に開業等又は事業承継等をした者にあつては、同年10月分から令和5年3月分までの電気料金及びガス料金の合計額が18万円以上であること。

ウ 令和4年10月に開業等又は事業承継等をした者にあつては、同年11月分から令和5年3月分までの電気料金及びガス料金の合計額が15万円以上であること。

エ 令和4年11月に開業等又は事業承継等をした者にあつては、同年12月分から令和5年3月分までの電気料金及びガス料金の合計額が12万円以上であること。

オ 令和4年12月に開業等又は事業承継等をした者にあつては、令和5年1月分から同年3月分までの電気料金及びガス料金の合計額が9万円以上であること。

カ 令和5年1月に開業等又は事業承継等をした者にあつては、同年2月分及び同年3月分の電気料金及びガス料金の合計額が6万円以上であること。

キ 令和5年2月に開業等又は事業承継等をした者にあつては、同年3月分の電気料金及びガス料金の合計額が3万円以上であること。

(4) 事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付を受けた後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。

(5) 納期限が到来した市税を完納している者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金を給付しない。

(1) 本市が実施する市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金給付事業実施要綱（令和5年6月30日施行）に基づく市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金及び市川市介護サ

ービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金給付事業実施要綱（令和５年  
６月３０日施行）に基づく市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰  
対策支援金の給付対象となる者

- (2) 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第４条第１項に規定する被保  
険者又は健康保険法（大正１１年法律第７０号）その他の医療保険に関す  
る法律の被扶養者
- (3) 法人税法第２条第５号に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第  
１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第６項に  
規定する店舗型性風俗特殊営業に係る同条第１３項に規定する接客業務受  
託営業を行う者
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 政治団体
- (7) 市川市暴力団排除条例（平成２４年条例第１２号）第２条第１号に規定  
する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等（次号において「暴力団員  
等」という。）又は同条例第９条第１項に規定する暴力団密接関係者（同  
号において「暴力団密接関係者」という。）
- (8) 法人であって、その役員のうち暴力団員等又は暴力団密接関係者があ  
るもの。
- (9) 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の決定を  
受けた者
- (10) 既にこの要綱による事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付を受け  
た者（第９条第１項の規定による給付の決定を受けた者を含む。）
- (11) その他市長が適当でないと認める者  
（事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付）

第４条 本市は、給付対象者に対し、この要綱の定めるところにより、事業者  
電気・ガス料金高騰対策支援金を給付する。

（事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付額）

第5条 事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の額は、一の給付対象者につき別表に定める額とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第6条 事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の申請受付開始日は、令和5年8月1日とする。

2 事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の申請期限は、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、令和5年11月30日とする。

(申請及び給付の方式等)

第7条 事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書・同意書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の申請及び給付は、次の各号のいずれかの方式により行うものとする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないときその他次に掲げる方式による給付が困難であるときは、市長が適当と認める方式により行うことができる。

(1) 郵送申請方式(申請者が申請書を郵送により本市に提出し、本市が申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(2) 電子申請方式(申請者が電子情報処理組織(市の執行機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用し、申請を行い、本市が申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(代理による申請)

第8条 申請者の代理人として前条第1項の規定による申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 当該申請者の指定した者であると認められる者

(2) 法定代理人

2 代理人が事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の申請をするときは、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の申請及び請求を代理人に委任する旨を記載した委任状を市長に提出しなければならない。

3 市長は、代理人による申請があったときは、当該代理人に本人確認書類の写し等を提出させること等により代理人が当該代理人本人であることを確認するとともに、代理権限を証する書類の写し等により代理権を確認するものとする。

(給付の決定)

第9条 市長は、前2条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付の可否を決定し、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金給付可否決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前2条の規定による申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等によりその内容に関し調査を行うことができる。

(事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付等に関する周知)

第10条 市長は、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金を給付する事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、本市のウェブサイトへの掲載その他の方法により、市内の中小企業者等に対し周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 給付対象者が第6条第2項に規定する申請期限までに事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の申請を行わなかったときは、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、当該給付対象者が事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、第9条第1項の規定により事業者電気・ガス料金高騰対策支援金

を給付する旨の決定をした後、申請書等の不備により事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の振込みができない場合等において、本市が事業者電気・ガス料金高騰対策支援金を給付できるようにするため申請者等への確認等に努めたにもかかわらず、申請書等の補正が行われないことその他給付対象者の責に帰すべき事由により、令和6年2月29日までに事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付ができなかったときは、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付を受けた者に対し、給付した事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定による返還請求は、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金返還請求書(様式第4号)により行うものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

(この要綱の失効等)

2 この要綱は、令和6年2月29日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、第12条の規定は、令和6年2月29日後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

開業等又は事業承継等を行った月	電気料金及びガス料金の合計額		給付額
令和4年8月以前	同年9月分から令和5年3月分まで	21万円以上35万円未満	52,500円
		35万円以上70万円未満	87,500円
		70万円以上105万円未満	175,000円
		105万円以上	262,500円
令和4年9月	同年10月分から令和5年3月分まで	18万円以上30万円未満	45,000円
		30万円以上60万円未満	75,000円
		60万円以上90万円未満	150,000円
		90万円以上	225,000円
令和4年10月	同年11月分から令和5年3月分まで	15万円以上25万円未満	37,500円
		25万円以上50万円未満	62,500円
		50万円以上75万円未満	125,000円
		75万円以上	187,500円
令和4年11月	同年12月分から令和5年3月分まで	12万円以上20万円未満	30,000円
		20万円以上40万円未満	50,000円
		40万円以上60万円未満	100,000円
		60万円以上	150,000円
令和4年12月	令和5年1月分から同年3月分まで	9万円以上15万円未満	22,500円
		15万円以上30万円未満	37,500円
		30万円以上45万円未満	75,000円
		45万円以上	112,500円
令和5年1月	同年2月分及び同年3月分	6万円以上10万円未満	15,000円
		10万円以上20万円未満	25,000円
		20万円以上30万円未満	50,000円
		30万円以上	75,000円

令和5年 2月	同年3月分	3万円以上5万円未満	7,500円
		5万円以上10万円未満	12,500円
		10万円以上15万円未満	25,000円
		15万円以上	37,500円